第二百十二条の四の表第九十二条第三項の項の次に次のように加える。

第九十二条第三項た だし書	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条第七項
	都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内	六十二日以内

第二百十二条の四の表第九十二条第四項の項、第九十四条第一項の項、第九十五条の二の項、第九十五条の三の項、第九十五条の四の項、第九十六条第一項の項、第九十六条第二項の項及び第九十七条第一項の項中「第七十五条第五項前段」を「第七十五条第六項前段」に改める。

第二百十三条第一項中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、「においては」を「には」に改め、同項の表第七十六条第四項において準用する第七十四条第五項の項中「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、「においては」を「には」に、「第四項まで及び第五項前段」を「第五項まで及び第六項前段」に改める。

第二百十三条の二の表第九十二条第一項の項中「第七十四条第五項」を「第七十四条第一項」に改め、「以下」の下に「この編において」を加え、「読み替えて」を削り、「第七十六条第一項の規定による」を「第七十四条第一項に規定する」に改め、同表第九十二条第三項の項を次のように改める。

第九十二条第三項	都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内

第二百十三条の二の表第九十二条第三項の項の次に次のように加える。

第九十二条第三項た だし書	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条第七項
	都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内	六十二日以内

第二百十三条の二の表第九十四条第一項の項及び第九十六条第一項の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同表第九十七条第一項の項中「にあつては」を「には」に改める。

第二百十四条第一項中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、「においては」を「には」に改め、同項の表第八十条第四項前段において準用する第七十四条第五項の項中「にあつては」を「には」に改め、同表第八十条第一項の項中「本条」を「この項及び第三項」に改め、同条第二項中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、「においては」を「には」に、「第四項まで及び第五項前段」を「第五項まで及び第六項前段」に改める。

第二百十四条の二の表第九十二条第一項の項中「第七十四条第五項」を「第八十条第一項の規定による」を「第七十四条第一項に規定する」に改め、同表第九十二条第三項の項を次のように改める。

第九十二条第三項	都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内

第二百十四条の二の表第九十二条第三項の項の次に次のように加える。

第九十二条第三項た だし書	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条第七項
	都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内	六十二日以内

第二百十四条の二の表第九十四条第一項の項及び第九十六条第一項の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同表第九十七条第一項の項中「にあつては」を「には」に改める。

第二百十五条第一項中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、「においては」を「には」に改め、同項の表第八十一条第二項において準用する第七十四条第五項の項中「にあつては」を「には」に改め、同表第八十二条第二項の項中「第二百九十一条の六第一項において準用する」の下に「第八十一条第二項において準用する」を加え、同条第二項中「第七十五条第五項後段」に、「においては」を「には」に、「第四項まで及び第五項前段」を「第五項まで及び第六項前段」に改める。

第二百十五条の二の表第九十二条第一項の項中「第七十四条第五項」を「第七十四条第一項」に改め、「以下」の下に「この編において」を加え、「読み替えて」を削り、「第八十一条第一項の規定による」を「第七十四条第一項に規定する」に改め、同表第九十二条第三項の項を次のように改める。

第九十二条第三項	都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内

第二百十五条の二の表第九十二条第三項の項の次に次のように加える。

第九十二条第三項た だし書	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第七項
	都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内	六十二日以内

第二百十六条の三の表第九十二条第一項の項中「第七十四条第五項」を「第七十四条第一項」に改め、「以下」の下に「この編において」を加え、「読み替えて」を削り、「第八十六条第一項の規定による」を「第七十四条第一項に規定する」に改め、同表第九十二条第三項の項を次のように改める。

第九十二条第三項	都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内